ニセコ町公営企業の設置等に関する条例（令和5年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（業務状況説明書類の作成） 第9条　町長は、公営企業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。 2　前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　前2号に掲げるもののほか公営企業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項 3　（略）	（業務状況説明書類の作成） 第9条　町長は、公営企業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、前年4月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を毎事業年度5月31日までに作成しなければならない。 2　前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　前事業年度の決算の状況 (4)　前項の規定による提出を行う日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針 (5)　前各号に掲げるもののほか水道事業等及び下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項 3　（略）